

# 第36回農業委員会総会議事録

平成29年12月6日(水)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

## 議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第136号から第139号)  
日程第4 議事(議案第126号から第128号)

### 委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

### 出席委員(23人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
3番	森田 啓介	4番	松山 宗則
5番	舟木 康眞	6番	永森 薫
7番	明石 茂	8番	前田 進
9番	土合 正夫	10番	城石美枝子
11番	山谷 孝芳	12番	村上 利之
13番	前田 光春	14番	熊西 忠治
16番	石庭 文男	17番	川西喜一郎
18番	山下 隆之	19番	杉本 周平
20番	堀 清範	21番	堀 正
22番	石井 寿男	24番	竹島 信義
25番	佐伯 瑞穂		

### 欠席委員(2人)

15番	水元 睦雄	23番	前花 敏子
-----	-------	-----	-------

### 議事日程

#### 第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第136号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第137号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について  
報告第138号 農地等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告第 139 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 126 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 127 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 128 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 片岡 幹夫 局長補佐 堀 修二

主 査 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 西尾 哲 主任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 3 6 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「1 番 若林委員」「2 番 横山委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。

以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第136号の説明）

議長（舟木会長）

報告第136号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第137号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第137号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第138号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第138号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第139号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第139号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松山委員

1番の案件ですが、理由が転用のためとありますが、全部転用するんですか。

事務局(堀)

すべて転用ではありません。一部の農地のみです。

議長(舟木会長)

他にありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第126号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第126号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の7ページをご覧ください。  
今回は8件ございます。

【議案第126号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった  
1番から8番については、すべて経営規模拡大によるものです。以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第126号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第126号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第127号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第127号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書8ページの議案第127号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第127号を議案書をもとに朗読】

1番は資材置場

2番は乾燥調製施設

3番は分家住宅敷地

4番はカーポート建築

5番は農機具格納庫新設としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番については熊西委員より説明をお願いします。

#### 熊西委員

議案第127号の1番について説明します。

申請人は 業を営んでいます。現在、 市で資材置場を賃借契約してありますがこの度、返還することになり、新たな資材置場の確保が必要となりました。

今回の申請地は農地と隣接しておらず、県道及び国道へのアクセスもよいため転用申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合長の同意も得られております。

#### 議長（舟木会長）

2番については堀清範委員より説明をお願いします。

#### 堀清範委員

議案第127号の2番について説明します。

申請人は 地区の農事組合法人です。

現在、営農組合は法人化して3年が経ち、経営にも目途がたったため乾燥調製施設を建設し、老朽化した3台の乾燥機を更新し、新たな機種を設置できるよう建築するものです。

また、軽四トラックが出入りし、騒音が発生することから集落内に施設を建設することが出来ず、当該土地で転用申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

#### 議長（舟木会長）

3番については村上委員より説明をお願いします。

#### 村上委員

議案第127号の3番について説明します。

申請人は現在、妻の実家で家族 人と兄の家族 人、妻の父、祖母と同居しています。現在の実家では住居が手狭であり新築を計画しました。今後も家事協力を得られる同一集落内にて住宅を建てることとし、土地を検討した結果、妻の父が所有する農地に住宅を建築させてもらうこととなりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

#### 議長（舟木会長）

4番については事務局より説明をお願いします。

#### 事務局(堀)

議案第127号の4番について説明します。

申請人は現在、父と妻と3人で生活しております。父が高齢になり、介護

等今後の生活について相談した結果、夫婦と同居することになりました。しかし、同居するにあたり、自宅敷地内に駐車スペースがないため、新たな駐車場用地の確保が必要となりました。

家族で検討した結果、自宅南側に隣接している農地を転用することにしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

5番については私が説明いたします。

議案第127号の5番について説明します。

申請人は地区の農事組合法人です。

現在、大型農業用機械を所有していますが格納庫がない状態であります。農作業の合理化及び農業機械の管理を図り、効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、格納庫を新たに建築することとなり、今回、転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合長の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第127号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は資材置場であるが、集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については、申請地は、射水市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから、これを農用地と判断します。

転用目的は乾燥調製施設と農業用施設であり、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は分家住宅敷地であり、集落にも接続し、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

4番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的はカーポート建築ですが、集落にも接続し、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

5番については、申請地は、射水市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから、これを農用地と判断します。

転用目的は農機具格納庫新築と農業用施設であり、必要性からもやむを得ないと得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第127号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第127号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第128号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第128号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第128号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案の通り決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第128号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第36回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時10分

## その他報告事項

農業委員会親睦会費精算について

農業新聞継続購読のお願い

その他

のうねん11月号

全国農業図書目録 2017年 4

議 長 舟木 康眞

署名委員 若林 俊明

署名委員 横山 實

第三十六回農業委員会総会議事録

縦  
覧  
中

縦覧期間

自 平成二十九年十二月十日  
至 平成二十九年十二月二十八日